

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の  
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会会議録

---

令和6年2月1日 午前10時00分 開 会

---

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	櫻井繁行
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	小倉博一
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木木更司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

---

欠席委員

なし

---

出席説明者

なし

---

出席書記名

議会事務局	局長	金子俊文
	局長補佐	谷中博文
	係長	折本尚充

---

## 議 事 日 程

令和6年2月1日（木曜日）午前10時00分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 前回委員会からの報告について
  - (2) 次回委員会での証人喚問（参考人招致）について
  - (3) その他
3. 閉 会

---

開 会 午前10時00分

○矢口龍人委員長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午前10時00分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時01分]

初めに、書記を指名します。議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 前回委員会からの報告についてを議題といたします。

前回の委員会での決定事項等について、委員各位へご報告したい事項がございます。

まず初めに、狩野岳也氏の参考人招致につきましては、前回委員会終了後、議長と協議いたしましたところ、現段階で参考人招致を行うのは適当でない判断いたしましたので、ご了承願います。

なお、状況が大きく変わった場合には再度検討することとしたいと思います。ご理解の上、ご承知おき願いたいと思います。

○櫻井繁行副委員長

委員長、ちょっと今の件でいいですか。

○矢口龍人委員長

はい。

○櫻井繁行副委員長

参考人招致、狩野岳也さんを一度呼んで、来ていただけなくて、この後の文章でも田代さんを出していただけてますけれども、どういった流れで矢口委員長と狩野さんのお話があったのかは私、その場に

いないので分かりませんが、非常に憶測のような話で、個人名、私の名前を出して非常に遺憾と  
いいますか、なおかつ百条委員会で決まったにもかかわらず、委員長と議長でお話をして、参考人を呼  
ぶことをやめたと。ご理解いただきたいということですが、やはり委員長としてももう少し公平中  
立に、また、委員の皆さんもやはりしっかり考えていかなきゃいけないことだと思いますので、今後の  
参考人招致、もしくは証人喚問にしてもしっかり意見を出しながら、多数決なんか採りながらやってい  
かないと、やはり大半の市民がもうこの百条委員会にあきれているというところもあると思いますので、  
その辺、私、意見として言わせていただきます。

○矢口龍人委員長

それでは、次に移ります。

田代和正氏への記録提出請求、市執行部への記録提出請求の経過につきまして事務局から説明を求め  
ます。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

それでは、田代和正氏への記録提出請求、また市執行部への記録提出請求の経過等についてご説明さ  
せていただきます。

資料をご覧いただきたいと思います。

署名簿提出者であります田代和正氏への記録提出請求につきましては、令和6年1月22日付で速達、  
一般書留、配達証明つきで発送しまして、1月23日に田代氏の受領を確認してございます。

1月31日を提出期限としておりましたが、田代氏からは提出期限であります1月31日に文書の受領を  
してございます。

文書の内容といたしましては、全部で3ページにわたるものでございますが、こちらからUSBメモ  
リ等の記録の提出請求をした内容につきましては、1ページ上段のところに書かれてございますので、  
そちらを読ませていただきます。

署名簿の写真データは、署名を取り下げる際、副市長から「市で署名の控えは取っている」と言われ  
ましたので、データを保存する必要性は感じておりませんでした。しかし、iPhoneで撮った写真  
をそのままスマホに入れて持ち歩くのは膨大な個人情報を持ち歩くことになり気が引けたので、昨年6  
月、市役所で署名簿を撮影した数日後、スマホ内の署名簿の写真データを直接USBメモリにコピーし、  
それと同時にスマホ内とクラウド上のデータは消去し、USBメモリはほかの人の手に触れないよう天  
井裏に保管しました。

12月19日の百条委員会でバックアップデータの話が出て、数か月後に取り出したわけですが、その結  
果が「PCで認識できないほど壊れていた。」という事です。おそらくは数か月に及んだ酷暑のため、  
高温で基盤がクラッシュしたものと思われまます。もしくは、新品ではなく手持ちのUSBメモリを使用  
したので、既に寿命が近づいていた等の事が重なったものかもしれません。USBメモリのクラッシュ  
は珍しいものではなく、これまでも幾度か経験がありますが、今回はPCに挿しても何の反応もないの  
でデータは復旧できないと判断し、処分しました。

「データ復旧作業を行った端末の現物」とありますが、USBメモリはどのパソコンに挿しても認識  
できなかったため、データ復旧作業自体できない状態でしたので、「データ復旧作業を行った端末」は  
存在しないため、提出できるものではありませんので、ご了承ください。というような内容でございま  
す。

1ページの中段以降につきましては、2ページ、3ページと請求した内容ではなく、百条委員会に対

するご意見等が記載されてございますので、後でお目通しをいただきたいと思ひます。

続いて、市執行部への記録提出請求の経過等についてご説明させていただきます。

1月22日、市長公室秘書広報課へ、2ページ、資料1を提出し、改めて複合交流拠点施設整備を当初計画どおりに進めることを求める要望書に係る5,221名分の署名簿の提出を求めたものでございます。

続いて、7ページの資料2になりますが、1月30日付で、市長より地方自治法第100条第1項の規定に基づく記録提出請求に伴う回答についてということで届いてございます。

内容につきまして読まさせていただきます。

請求のあった「複合交流拠点施設整備を当初計画どおりに進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿の写しにつきましては、下記の理由により提出できません。ということでございます。

理由といたしましては、令和5年10月2日の百条委員会において、執行部から、「署名に記載のある方で声を届けてくれた53名の方に意思確認をさせていただき、承諾を得られた方のみ情報を提出する案」を提案させていただきました。提案について、本委員会において了承を得た上、53名の方の意思確認を行い、承諾を得られた方のみ令和5年10月31日の本委員会で署名簿の写しを提出させていただきました。

これまで提出できない旨を説明してきたとおり、署名簿の原本を代表者に返却していること、また、署名簿の写しに個人情報が含まれていること、さらには意思確認において拒否された方も含まれており、拒否した市民の信頼を損なうおそれが高いため。というような内容でございます。

○矢口龍人委員長

次に、この件につきまして、大川弁護士からご意見を賜りたいと思ひます。

○弁護士（大川隆司君）

特に私のほうから申し上げるといふほどのことではないんですが、田代さんの回答を見ますと、問題のUSBメモリ自体をもう処分してしまったというお話なんですね。処分してなければ、中身のデータが取り出せないにご主張なさっているものでも、とにかく提出してもらえば調査の方法があるんですけども、処分してしまったというものを嘘だろうと言ってみても打つ手がないわけですね。これは司法手続ですと、搜索差押え令状を持って本当に処分したのかどうかということが追及できるんですけども、残念ながらそういう方法はない。刑事事件にした後、さらに司法当局がどう考えるかということしかないわけですね。

それから、市の執行部のご回答ですけれども、これはもう私、前から言ってますように、個人情報保護のために議会と情報共有できないんだという弁解は成り立たないと思ひます。ですから、引き続き市長に対しては提出を求めていくべきものではないだろうか。そのある、なしに従って、今後の証人尋問の場合にもその追及の仕方が大きく違ってくるはずですから、そこは引き続き努力していただきたいというふうに思ひます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、何かございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

田代表も今いろいろ、後の文章は、私、非常に頭にくるところがありますが、それは除いて、パソコンの管理を商売にしている方なんですよ。そういう方がこういうふうなやり方で経験して、こういうクラッシュになることもあるとか何とかと、いろいろ都合のいいことを並べている点ではかなり問題があるな。特に前はスマホに写真のデータを入れたと言うんですが、前はあれスキャンしたというふうに言ってませんでしたかね。スキャンそのものを写真データと言うのかどうか分かりませんが、スキ

キャンしたと言うんですね。通常私もスキャンはよくやるんですが、5,000名の問題でもスキャンはできるんですね、簡単に。ずっとやれば。そういうスキャンをやっていたというふうに言ったのにもかかわらず、写真データというふうにして、添付の写真のタイプの1つのUSBメモリでやったということについては、ちょっと非常に理由が成り立たないなという感じがしますね。残ってますよと言って、処分はどういうふうに処分したんですかと言ったら、言いたくないと。燃やしたんだかクラッシュかけたのか。そういうことについても明らかにしてくれと言ったら、また同じような処分をしましたと。もうありませんという、非常に誠実な答えではないと思うんですね。これがまず第1です。

あと、もう一つは、市のほうの個人情報については、弁護士の方で、これは理由が成り立ちませんよと。総務省であれ、今までの判例であれ。これは必要なことだと。そのところの認識に立たないで、かたくなにこれを拒否するというのは、私たちの百条委員会に対する真摯な回答じゃないような気がしますね。田代さんのほうも言ってますけれども、筆跡鑑定すれば一発で分かるでしょうと書いているでしょう。でも、これがないと筆跡鑑定できないですよね。だから、そういうところでは、やはり誠実というか、真摯な対応を市側のほうに求めてもらいたいというふうに思います。委員長、いかがでしょうか。

○矢口龍人委員長

全くそのとおりで、どうも市のほうが固辞しているといいますか、承諾拒否している人がいるので、開示できないというのが理由のようなんですよね。ですから、開示してもいいという人は確認を取った中で、その人たちは出しますよというようなことで、そのほかは承諾してないから出せないんだというような見解だと思います。引き続き求めていきたいというふうに思います。

○櫻井繁行副委員長

ぜひ皆さんも意見を言っていただきたいと思うんですけれども、幾ら百条委員会が出してくれと言ったものを出せないのは、ずっと堂々巡りで、もう2月に入ってるわけですよね、田代さんのほうの話は、そのUSBメモリ自体が破損した何かがあった。そういったことで、今百条委員会に入っていたいて大川弁護士からも、百条委員会でするのは、田代さんについてはこの程度までじゃないかというような見解もありましたけれども、そうすると、改めて市のほうには出していただきたいということを、これを強く求めていくと。これは委員長も佐藤委員もそういう意見でしょうけれども、何かそもそも論で、佐藤議員の緊急質問からこういうことになって、矢口議員の百条委員会設置の発議があつて、こうやって始まっていますけれども、何か全然この百条委員会はかみ合っていないじゃないですか。何か憶測みたいな話でどんどん名前出して、固有名詞出して、罪をなすりつけるような証人喚問をしようと、参考人招致をしようと、何かこの百条委員会はおかしいと思いますよ。

だから、みんながやっぱり意見して、そもそもこの百条委員会って3月までの補正予算しか組んでませんよね。160万円近く市民の大切な税金をいただいてやってる価値がどこまであるのかな。3月までにこれをどういうふうに終わらせるのか、引き続き、引き続きと、じゃ、これは1年やるのか、2年やるのかという話になっちゃうじゃないですか。ぜひみんながこの辺は協力して意見を言いながら、この百条委員会、ある程度偏った発言に会議録を見てもなっていますけれども、みんなできっぱり考えていかないといけないと思いますので、この後、委員長のほうに進行を任せますけれども、ぜひみんなできっぱりやりたいと思います。

○佐藤文雄委員

私が緊急質問したんですよ。それで私は書いてないという偽造があつたと。これで、じゃ、お名前は誰ですかと言ったら、久松公生議員ですというふうに言ったという、その事実だけなんですよね。だか

ら、やっぱりそういうふうにして市のほうで、特に市長が言ったわけですから、何でこの要望書なるものを提出しないのかというのが非常に理解できないと。私は緊急質問をしたわけですから、それに対して答えがあって、百条委員会の立ち上げというのは、矢口龍人議員が発議をしたわけですから、この流れは別に問題ないんだけど、その後でしょう。この取下げという話は。だから、そこで取下げの中でのかみ合わないという事実が出てきていると思うんですね。

だから、緊急質問が悪かったみたいになっているわけじゃなくて、あくまでも書いてないという事実が存在するというのがやっぱり一番問題だと。将来にわたってこういう署名については、要望書であれ、請願書であれ、それから直接請求であれ、やっぱり本人が書く、または同意を得た人に書いてもらう。直接請求は無理ですけども、そういうふうにしていくのが将来の私たちの請願とか要望書とか、個人個人の要望を文書なりで出す。今後ともこれをきっかけに民主主義というか、住民の要望をしっかりと受け止められるような中身にしていきたいというのが本質だと思うんだよね。だから、やっぱりそういう方向に私たちは向かっているということを再確認して、今、副委員長が言ったように、できる限り早めに解決をしたいと。解決するためには資料を出してもらわなきゃ困るということを改めて言いたいと思います。委員長、よろしくをお願いします。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○設楽健夫委員

百条委員会が発足して、田代さんから百条委員会が立ち上がったんで署名簿は取り下げたという発言があった。これが田代さんから出されてきている重要な証言だった。

もう一つは、ほとんどの署名が久松議員が集めたものであるという発言もあったと。具体的には4,000数百名でしたっけ。

[「4,700」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

いやいや、全体がね。

[「4,700」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

そうそう。そのうちの約3,000名は久松議員が集めたという話が出されてきたと。その後に市のほうから情報を提出してもよいかという確認作業を行って、確認された5人の人の情報が提供されたと。その後、5番目に記載された方が参考人としてここへ出席して、2人の方が来たと。私は署名は書いてないと。にもかかわらず署名簿が提出されていたという証言が出されて、そして、その参考人の方は調べてくれたという話もあったということで、一つ一つの過程の中で重要なことが明らかになってきているんですね。ここまでの経過については、事務局のほうもきちっとやはり重要な案件については整理をしていく必要があると。じゃないと、市民に対して説明する場合もどういった経過で何が明らかになっているのかということだけははっきりしておく必要があるとまず思うんですね。その際に、第1番目の田代代表が署名簿を取り下げたということについて、私はこれは1つの証拠隠滅という概念に値すると思うと。

もう一つの田代さんが証言した経過の中では、全員分の写しとスキャン、写真とその写しが取ってありますと。署名の原本は処分させていただきましたという証言があったと。その後、そのデータを提出してくださいと言ったときに、今度はそのUSBメモリからデータが読み取れないと。そういう意味では、国会のほうでも今問題になってますけれども、証拠隠滅という概念がここに適用されてくるんでは

ないかと、1つの。法律上第何条に該当するののかというのは弁護士にお聞きすれば分かると思いますけれども、そういう点はやはりしっかりと確認しておく必要がある。

もう一つ、今回田代さんがデータを復旧できないということについて、重要なくだりがありますけれども、自分で復旧できないので、そのメディアを処分したと。これは証拠を保全するという意味では、ある意味では法律に反する行為ではないのかと思うんですね。そういう点についてもやはりこの間の署名簿を取り下げるといことで百条委員会の中で検証していくという作業が困難になったと。再三にわたる記録提出請求に際して原本を処分した。そして、メディアは復旧ができないから自分で処分したと。この点に対する評価はきちっとしておく必要があると思いますけれども、いかがですか。

[「報告書でまとめるしかないだろうな、経過の中で。事務局がやるわけでないからな」「ほかはみんな大丈夫なんですか。百条委員会に賛成して始めた委員からも意見いただければ」「俺もそう思う」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員

先日来てくださった、参考人の証言の中で、久松議員がいらっしゃっていたと。書いたのは自分じゃない。それは誰が書いたのかというところが1つ、そこがすごく気になっていて、調べるべきだと僕は思います。

あとは本人の久松議員がそのようなことをやったのかというのを一番最初に聞いてみて、それが参考人の中で今のところ入ってなかったというのがあるんですけども、証人喚問にしろ、そこもそろそろ進めていくような段階ではないのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○石澤正広委員

やっぱり私も久松公生議員の疑念についてという、この百条委員会の要は名称そのものにあって、本人に聞くのが一番いいと思いますね、まずは。憶測でいろいろ何かかみ合わなくて、そして市のほうの執行部の出してくれるだろうが出なくて、要は田代代表のところもないと。これはどうにも進めようがないし、これ以上のものというのは出てこないと思います。

ですから、もう最初から名指しでしていること自体が私は非常に違和感がありますけれども、本人が来て、はっきりと話をしてもらおうというのが一番だと思います。意見です。

○矢口龍人委員長

それでは、次の議題に移ってよろしいですか。

では、(2) 次回の委員会での証人喚問についてを議題といたします。

挙手の上、発言を願います。どうぞ。

[「今言ったじゃん」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

もう一度言ってください。これは議題ですので、先ほどはご意見でした。今回は議題に対してご意見をお願いします。

○櫻井健一委員

では、次は久松議員の意見を聞けるような機会を持っていただきたいと思います。証人喚問で呼んでいただくということはいかがでしょう。

○矢口龍人委員長

ほかに。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ただいま櫻井健一委員より久松公生議員を証人喚問してはどうかというふうなご意見でございませけれども、これに対してご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

また、日程につきましては令和6年2月20日火曜日午前10時からで調整をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

[「15日がなくなる」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

15日はない。2月20日火曜日午前10時から。大丈夫ですね。

なお、証人尋問に関しましては、委員会運営要領の手に沿って行いますので、共通事項の尋問通告書等を議会事務局から通知いたします。

何かありますか、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませるか。

○設楽健夫委員

佐藤委員からもありましたけれども、署名簿の提出、執行部に対しては。それと、田代さんに対しては、田代さんの行為は、これは証拠隠滅に値する内容が含まれますよということを含めて、再度そのメディアがどういうふうになっているか。私は単純に処分したとは思っていないので、そのことについても再度どういうふうになるか分かりませけれども、要望を出しておくことが必要かなと思います。

○矢口龍人委員長

この百条委員会の最後といひますか、報告書を作成するようになります。そういう中で結果報告書と、それから、先ほどいろいろ違法行為とか、抵触するような内容があれば告発も視野に入れておりますので、そういう中で弁護士とも相談しながらやっていきたい。ですから、取りあえず先ほど出ていた証人喚問で本人を呼んで、その後どのようにするかということは皆さんと相談させていただいて、報告書作成、これは議決案件なので、報告書はできれば私の思いでは3月の議会の最終日には議決したいと思っております。

ですから、久松議員の証人尋問の内容についてはしっかりと皆さんで吟味していただいて、尋問事項を取りまとめていただきたいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ほかにございませるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

今委員長から非常にいい発言をいただいたと思うんですね。3月の定例会最終日に報告書を持っていきたいというお話がありましたので、やはり変にずるずる先延ばしすることなく、この補正予算で組んだ予算内で委員長もしっかりと調査をして進めたいということだと思いますので、残り2か月ですけ



れども、しっかり今委員長にお示しいただいたように、みんなでそこら辺は一致団結して報告書までもっていけるようにみんなで進めていければと思いますので、副委員長としてもよろしく願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑問に関する調査特別委員会を散会といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

次回の委員会は令和6年2月20日火曜日午前10時からといたします。詳細は各委員に追ってご連絡をさしあげますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時36分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する  
疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢 口 龍 人